路線名　二百八号　柳川市大和町豊原字荘家形二六九番一から同市西蒲池字逆井出九六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
供用開始の区間　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
供用開始の期日　平成二十九年九月十六日

○九州地方整備局告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間九州地方整備局及び同局福岡国道事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年九月十五日　九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百八号
(三)　指定する道路の部分　区間　幅員　延長
柳川市大和町豊原字荘家形二六九番一から同市東蒲池字濁一七五番まで　一〇・一五～五五・二六　四・九九一メートル　キロメートル
(四)　指定する期日　平成二十九年九月十五日

国会事項

衆議院

弔詞

七月二十五日議員木村太郎君が死去されたので、九月十二日、本院は次の弔詞を贈った。
衆議院は　多年憲政のために尽力され　さきに安全保障委員長の要職にあたられた地方創生に関する特別委員長議員従三位旭日大綬章　木村太郎君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

報告書受領

九月八日内閣から次の報告書を受領した。
国家公務員倫理法第四条の規定に基づく平成二十八年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく平成二十八年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
又九月十二日内閣から次の報告書を受領した。
新型インフルエンザ等対策特別措置法第六条第八項において準用する同条第六項の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画の変更の報告
又九月十三日会計検査院長河戸光彦から次の報告書を受領した。
会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「次期戦闘機（Ｆ－３５Ａ）の調達等の実施状況について」

弔詞

八月二十八日羽田孜君が死去されたので、九月八日、本院は次の弔詞を贈った。
元新生党党首元民主党最高顧問前衆議院議員従二位桐花大綬章　羽田孜君は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　しばしば国務大臣の任につき　内閣総理大臣の重責をにない国政を統理されました
君は　議会制民主政治の発展に心魂を傾け　また国民生活の充実とわが国の国際的地位の向上に貢献されました　その功績はまことに偉大であります
衆議院は　君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

訂正

八月十四日付国会事項欄衆議院の部、訂正の項三行中「中谷元外四名」を「中谷元外五名」に、九月十三日訂正する。

人事異動

消費者庁

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　橋本　次郎
消費者庁審議官に転任させる
（消費者庁審議官）内閣府事務官　吉井　巧
農林水産省に出向させる（以上八月二十二日）

財務省

（財務省関税局総務課長）財務事務官　高見　博
（財務省関税局関税課長）同　泉　恒有
（財務省関税局監視課長）同　秋田　潤
（財務省関税局業務課長）同　錦織　功政
（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長）経済産業事務官　鈴木　啓之
第五十一回通関士試験試験委員を委嘱する（各通）
（財務省大臣官房参事官）財務事務官　山崎　翼
（長崎税関長）同　福田　浩昌
（特許庁総務部総務課長）経済産業事務官　戸高　秀史
第五十一回通関士試験試験委員の委嘱を解除する（各通）（以上八月二十八日）

農林水産省

日本中央競馬会理事長に任命する（九月十二日）　後藤　正幸

林野庁

（林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室長）農林水産技官　森山　昌人
辞職を承認する（八月三十一日）

最高裁判所

東京簡易裁判所判事　岡崎　昌吾
立川簡易裁判所判事に補する（九月十日）
○定年退官
簡易裁判所判事江上宗晴及び同堀満美は九月九日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従三位に叙する（九月三日）　持永　和見

○叙勲

旭日重光章を授ける（九月三日）　持永　和見

官庁報告

官庁事項

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成４年人事院公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
平成29年９月15日　人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項中第６号を第７号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。
三　規則第３条の４第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。
２　この決定による改正は、平成29年10月１日から効力を発生する。

特定保安林の指定の解除について

平成29年９月６日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。
平成29年９月15日　農林水産大臣　齋藤　健

（特定保安林の指定の解除）
特定保安林の所在場所　和歌山県新宮市、田辺市（以上２市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）
特定保安林の所在場所　鹿児島県出水市、曽於市（以上２市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年９月15日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。
平成29年９月15日　国土交通大臣　石井　啓一

記

確認された日本工業規格
下水道管路維持管理計画の策定に関する指針　Ａ7501